

商工こすど かわら版

第264号
小須戸
商工会



令和四年度事業計画等を決定 第六十二回通常総会が 開催されました

去る五月二十四日(火)小須戸まちづくのセンターにおいて、コロナウイルス感染症拡大防止対策をいっつ、長崎惣秋葉区長をはじめ、七名の来賓よりご臨席を賜わり第六十二回小須戸商工会通常総会が開催されました。

総会では武田聡氏が議長に選出され令和三年度事業・決算報告、令和四年度事業計画・収支予算等の議案審議が行われ、いずれも原案通り可決承認されました。



☆令和四年度 重点目標

- 一. 組織率向上対策事業の推進
- 二. 財政基盤の充実強化
- 三. 経営改善普及事業並びに経営発達支援事業による伴走型支援の積極的推進
- 四. 商業活性化事業の推進
- 五. 広域連携事業の推進
- 六. 行政及び関係機関・団体との連携協調

また、商工会が地域振興にどのように関わり、どのような活動を行っていくかに関する行動計画「商工会地域貢献アピールプラン」を策定し、商工業者はもちろん、住民、行政等の方々に広く周知し、地域の課題解決に取り組みます。本年度は、次に掲げるプランを策定し、総会において承認されました。

- ① 地域環境の整備と保全に努め、美化運動を推進します。
- ② 行政並びに関係団体との連携強調を密にし、地域経済発展のために事業を推進します。
- ③ 商店街の再生を目指し、来街者の増加を図りながら賑わいのある街づく

りを支援していきます。
④ 地域資源を活用し、集客・交流人口の拡大を図ります。

この四つのプランを重点事業として積極的に取り組んでまいります。本年度は上記、重点事業を中心に積極的に取り組んでまいります。本年度も、会員各位のご支援ご協力をお願い申し上げます。

商工会各部会共同事業 商工会共同広告の 募集について

昨年実施いたしました、小須戸商工会の各部会共同事業、共同広告を今年度も作成いたします。

【発行月】(予定)
七月上旬、十二月上旬

【申込方法・期限】

今月のかかわら版に申込書を同封いたしますので、ご記入の上、六月十五日(水)までに商工会へお申し込みください。

「こすどお食事・お買い物マップ」 掲載店募集について

商工会では、「こすどお食事・お買

い物マップ」の掲載店を募集します。小須戸地域外からお越しの方に向け、お買い物店と飲食店の場所が一目でわかるマップの作成を目標としています。マップの見た目は通常の紙マップと変わりますが、紙面にウェブサイト表示ができるAR加工を行います。これにより、お客さんがスマートフォンなどのタブレット端末を活用して詳しく店舗情報を見ることが可能となります。なお、ホームページを持たないお店もウェブ表示が可能ですので、この機会にぜひ、マップへ掲載してみませんか。

詳しくは、折り込みの募集案内(二つ折り)と掲載申込書(ピンク色)をご覧ください。

【申込期限】令和四年六月十七日(金)

【掲載料金】二,〇〇〇円(一部上乘
せ料金あり)

【申込方法】折り込みの掲載申込書に必要事項を記載し、掲載料を添えて商工会まで申込書を提出願います。

「コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援 事業復活支援金」 申請期限延長のお知らせ

経済産業省では「コロナウイルス感染症の影響を受け、基準月と対象月を比較して三〇～五〇%以上、売上が減少

した事業所を対象に支援金を給付しております。

申請期限を六月十七日(金)まで延長しましたので、該当事業所で未申請の事業所は至急、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本支援金は事業復活支援金サイトにて仮登録後、本登録を済ませ、五月三十一日(火)までIDを発行した後、商工会を含め、確認機関で必要書類等の事前確認を受けなければ、支援金の本申請ができませんので、ご注意ください。

商工会では、完全予約制で事前確認を受け付けています。

未申請の方は早めにご相談ください。

【延長後の申請期限】

令和四年六月十七日(金)

【商工会の事前確認期限】

令和四年六月十四日(火)

※事前確認は完全予約制ですので、飛び込みでの持参には対応いたしかねますので、予め電話による予約をお願いします。

「コロナの影響を受けた事業の継続・回復支援
事業復活支援金」

差額給付申請のお知らせ

事業復活支援金の差額給付とは、基準付きの月間の事業収入等と比較して対象月の月間の事業収入等の減少が「三〇%以上五〇%未満」の区分で事

業復活支援金の給付(以下「初回給付」という。)を受けた中小法人等や個人事業主等に対して、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の申請を行った日を含む月以降のいずれかの月であって、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらず、基準期間の同じ月と比較して月間の事業収入等が五〇%以上減少した月が存在する場合に限り、その月を対象月とした支援金を給付するものです。

なお、事業復活支援金の差額給付の受給は、同一の申請者(同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。)につき、それぞれ一回限の申請を行うことができます。

給付要件の詳細等は、事業復活支援金ホームページにてご確認ください。

【申請期限】

令和四年六月三十日(木)まで

新潟県商工会連合会からの

経営支援制度・専門家派遣制度

エキスパートバンク

エキスパートバンクは、小規模事業者及び創業を予定する方々の経営や技術的な悩み・ご相談に際して、登録されているあらゆる分野のエキスパー

トを派遣し、具体的・実践的な事項に関して適切な指導助言を行う制度です。

【四つの特色】

- ①エキスパートの謝金・旅費は全額バンクが負担
- ②県内商工会地域の小規模事業者及び創業を予定する方が対象

※小規模事業者とは…従業員数が商業・サービス業は五人以下、製造業・建設業・その他は二十人以下の事業者となります。

- ③エキスパートが直接事業所へ、原則一テーマにつき一回・訪問指導(内容は秘密厳守、訪問指導の際は経営指導員が同行いたします)
- ④あらゆる分野の経験豊かなエキスパートを登録

【例えばこんな場面で活用できます】

- ・経営ソリューションをつくりたいが…
- ・社内の業務システムを見直したい…
- ・コストダウンを図りたいが…
- ・就業規則を見直したいが…
- ・社員の教育訓練を指導してほしい…
- ・新分野の進出、新技術の導入をすすめたい…
- ・騒音振動対策をしたいが…
- ・商品デザインを見直したいが…
- ・新しい事業を考えているが…
- ・店舗改装をしたいが…

【相談・お申込み先】

小須戸商工会

お気軽にご相談ください。

「ニ」を活用してみませんか

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)は、「新潟県の産業を活性化する」を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

【事業内容】

- 新商品・新技術を開発したい
- 市場顧客のニーズがわからない
- 売れる商品づくりとは など
- 皆さまの挑戦やお悩みを、多彩なメニューによりサポートします。
- 補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング支援、商品評価・ラッシュアップなど様々な支援を行っています。

【お問い合わせ先】

公益財団法人にいがた産業創造機構
電話 〇五・三八四・〇六五四
Eメール info@nico.or.jp

NICO を活用してみませんか

新事業展開、新商品・新技術開発

専門家相談

海外展開

IT活用、DX取組

地産品活用

あらゆるシーンで NICO をご利用ください!

■NICO総合相談窓口
https://www.nico.or.jp/

☎ 025-384-0654
✉ info@nico.or.jp